

一般社団法人岡山県建設業協会
会長 荒 木 雷 太 様

岡山県土木部監理課長



建設業者の経營業務管理責任者又は専任技術者の経験等の
確認に係る通知の趣旨等について（通知）

本県の建設業行政につきましては、平素から多大な御理解と御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

このたび、「建設業者の経營業務管理責任者又は専任技術者の経験等の確認について（平成19年7月31日監第482号）」（以下単に「通知」という。）の内容の趣旨を明らかにし、より適切な運用を図っていくこととしましたので、よろしくお願いたします。

記

1 通知による取扱いの概要

過去に経營業務管理責任者又は専任技術者であった者が、別の業者の新規許可申請又は変更届に係る経營業務管理責任者又は専任技術者となる場合の経験等の確認については、それらの者が従前所属していた業者が本県に提出し受理された許可申請書又は変更届により経營業務管理責任者又は専任技術者の経験が確認できる場合は、その経験に係る調査を不要とする。

2 通知の内容の趣旨

(1) 通知の1の(1)について

業者から本県に提出する申請等の中で、通知による取扱いの対象となる申請等を列記したものであること。

(2) 通知の1の(2)について

「当該業者が提出し受理された許可申請書」の「許可申請書」とは、新規、更新又は追加の許可申請書であること。

3 その他

本県のホームページに掲載している様式「常勤役員（経營業務の管理責任者等）又は専任技術者であったことの確認申立書」の備考欄の記述を次のように変更する。

（変更前）

申請等に係る常勤役員（経營業務の管理責任者等）又は専任技術者が、窓口への当該申立書提出日において現に許可を有する別の業者での常勤役員（経營業務の管理責任者等）又は専任技術者の経験があり、かつ、過去5年以内に県民局による経験の確認（調査）を受けている場合で、県民局による経験の確認を省略できる場合に使用します。

なお、この申立書の提出がある場合であっても、他の様式等の省略は一切できません。

（変更後）

申請等に係る常勤役員（経營業務の管理責任者等）又は専任技術者が、窓口への当該申立書提出日において現に許可を有する別の業者での常勤役員（経營業務の管理責任者等）又は専任技術者の経験がある場合に使用します。

なお、この申立書の提出がある場合であっても、他の様式等の省略は一切できません。

社団法人岡山県建設業協会
会 長 逢 澤 潔 殿

岡山県土木部監理課長

建設業者の経營業務管理責任者又は専任技術者の経験等の確認について（通知）

本県の建設業行政につきましては、平素から多大な御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、過去に建設業者の経營業務管理責任者又は専任技術者（以下「経營業務管理責任者等」という。）であった者が、別の業者の新規申請又は変更届に係る経營業務管理責任者等となる場合でも、これまでは、別途、経營業務を管理した経験又は専任技術者の実務経験を契約書・注文書等で確認していたところです。しかし、当該者については、一旦、県において、経營業務管理責任者等の経験を確認された者であり、また、当該者の責めに帰すことができない原因等によりその経験を確認できないため許可を受けられないことは、申請者等にとって酷であると考えられるため、これまでの取扱い方針を変更することとしました。

つきましては、従前所属していた業者が提出し受理された許可申請書・変更届により経營業務管理責任者等の経験が確認できる場合は、次のとおり、その経験に係る調査を不要としたので通知します。

記

1 経營業務管理責任者等の経験の確認を省略できる場合

次の(1)から(3)の全ての要件を満たすものであること。

(1) 対象となる申請等

- ・新規申請（般・特新規、許可換え新規を含む。）
- ・業種の追加申請
- ・経營業務管理責任者等の変更届

(2) 経營業務管理責任者等であったことの確認ができること。

(1)の申請等に係る経營業務管理責任者等が、*現に許可を有する業者において、(1)の申請書又は変更届の提出日前5年以内に経營業務管理責任者等であった場合であって、当該業者が提出し受理された許可申請書又は変更届において、その事実が確認できること。

(*新規申請等に当たって当該経營業務管理責任者等が勤務していた業者から廃業届が提出された場合を含む。)

(3) 対象となる申請等に必要な要件が充足していることが確認できること。

上記(2)において確認できる経營業務管理責任者等の経験が、(1)の申請等に必要な要件を充足するものと認められること。

2 確認の方法等

申請又は変更届に係る経營業務管理責任者等が、従前、経營業務管理責任者等であった建設業者名、許可番号、所在地、経營業務管理責任者等であった期間、当該経營業務管理責任者等の氏名・生年月日について、別途、県が定める様式により申立を行い、本県において保存する申請書又は変更届により、上記1の(1)～(3)の要件を満たすことが確認された場合には、当該申請等に係る経營業務管理責任者の業種・経営管理期間又は専任技術者の実務経験に係る確認は不要とする。

なお、上記の取扱いは、当該経營業務管理責任者等が従前勤務していた業者が岡山県知事許可業者であった者に限り行われるものであり、他県の知事許可、国土交通大臣許可業者の経營業務管理責任者等であった者については、適用しない。

また、経營業務管理責任者等の経験の確認を省略する場合であっても、常勤性の確認については省略することはできないものとする。

3 施行日

通知の日から施行する。